

法規 12問 } 24 問 1 時間
無線工学 12問

法 規

[1] 総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査を受ける場合は、次のどれか。

1. 許可を受けて無線設備の変更の工事をしたとき。
2. 電波の型式又は周波数の指定の変更を受けたとき。
3. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられたとき。
4. 期間を定めて周波数又は空中線電力を制限されたとき。

[2] 次の文は、電波法施行規則に規定する「送信装置」の定義であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信装置とは、無線通信の送信のための高周波エネルギーを発生する装置及びをいう。」

1. 送信空中線系
2. その保護装置
3. これに付加する装置
4. 空間へふく射する装置

[3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、1,606.5キロヘルツから 4,000キロヘルツまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話で国内通信のための通信操作を行うことができるものの最大の空中線電力は、次のどれか。

1. 5ワット
2. 10ワット
3. 30ワット
4. 50ワット

[4] 無線従事者の免許を取り消されることがある場合は、次のどれか。

1. 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
2. 日本の国籍を失ったとき。
3. 電波法に違反したとき。
4. 免許証を失ったとき。

[5] 船舶局が遭難通信を行ったとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務大臣に届け出るとともに無線検査簿に記載する。
2. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。
3. 遅滞なく国土交通大臣に報告する。
4. 速やかに所属海岸局長に通知する。

[6] 無線局の免許人は、無線従事者又は主任無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定により、どのような手続をとらなければならないか、次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 10日以内にその旨を報告する。
3. 2週間以内にその旨を報告する。
4. 1か月以内にその旨を届け出る。

法 規

〔7〕 無線通信の原則として無線局運用規則に規定されているのは、次のどれか。

1. 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
2. 無線通信は有線通信を利用することができないときに限り行うものとする。
3. 無線通信は長時間行ってはならない。
4. 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。

〔8〕 電波法の規定により、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのは、次のどの場合か。

1. 工事設計書に記載した空中線を使用できないとき。
2. 無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
3. 他の無線局の通信に混信を与えるおそれがあるとき。
4. 物件に損傷を与えるおそれがあるとき。

〔9〕 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、どのような事項を順次送信して行うか、次のうちから選べ。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. (1) メーデー (又は「遭難」) | 2 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 2 回 |
| 2. (1) メーデー (又は「遭難」) | 3 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 2 回 |
| 3. (1) メーデー (又は「遭難」) | 3 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 3 回 |
| 4. (1) メーデー (又は「遭難」) | 3 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 1 回 |

〔10〕 船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. 緊急通信に次ぐ優先順位をもってこれに応ずる。
2. 支障のない限り、これに応ずる。
3. 直ちに応ずる。
4. 一切の通信を中止して、これに応ずる。

〔11〕 無線電話による遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度は、どのようなものでなければならないか、次のうちから選べ。

1. 緊急の度合いに応じた速い速度
2. できるだけ速い速度
3. 送信者の技量に応じたできるだけ速い速度
4. 受信者が筆記できる程度の速度

〔12〕 船舶局の無線電話による安全呼出しは、呼出事項の前に「セキュリティ」又は「警報」を何回送信して行うことになっているか、次のうちから選べ。

1. 1回
2. 2回
3. 3回
4. 5回